平成２３年（フ）第６４８５号
埼玉県秩父市野坂町１丁目２－３－202
債務者　三木　　實
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４８７号
東京都昭島市玉川町１丁目７－３　公団アパート３号館406
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４８８号
東京都墨田区立花５丁目21－３－305
債務者　楠　　弘子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４９０号
東京都町田市金森1682－１－201
債務者　安田　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４９１号
東京都世田谷区宇奈根１丁目12－16　ディアス多摩川Ａ棟101
債務者　大場　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４９２号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜18－４－105
債務者　井上　雅美（旧姓布留川）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４９４号
東京都練馬区北町７丁目13－33－104
債務者　沼澤　光喜
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４９５号
東京都足立区梅田２丁目15－14－803
債務者　會田　咲恵
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５０１号
埼玉県越谷市大字南荻島1423－６
債務者　岩田　　精
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６５０３号
千葉県千葉市稲毛区稲丘町19－27－201
債務者　伊藤　和也
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９５号
横浜市南区宿町２丁目37番地３　Ｔ＆Ｉビル５Ｆ
債務者　松崎　久典
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８０号
横浜市青葉区榎が丘９番地13　アスール201
債務者　森　　大資
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５号
石川県七尾市和倉町６部６番地２　ホクリククレステート和倉102号、従前の住所石川県能美市山口町ヲ93番地２
債務者　倉澤　藤江
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第２５８号
静岡市葵区北2199番地の36
債務者　小林　伸行
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６号
滋賀県近江八幡市安土町西老蘇795番地５　205号、前住所滋賀県近江八幡市浅小井町213番地１
債務者　篠原　隆男
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９号
岡山市東区瀬戸町森末339番地１
債務者　福本　浩平
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部